

## 第13期日本学術会議会員選挙有権者登録について

### 日本学術会議中央選挙管理会

今回新たに第13期日本学術会議会員選挙有権者として登録を希望する方は、正規の登録用カード用紙に所要の事項を記入し、中央選挙管理会（以下「管理会」という）に提出し、資格審査を受ける必要があります。なお、登録用カードの受付はいつでも行っていますが、第13期会員選挙有権者になるためには、日本学術会議会員選挙規則の一部改正により、昭和58年2月末日までに管理会に到着していなければなりません。登録用カード用紙は「登録用カード用紙請求書」（様式は下記参照）により管理会に請求すれば送付します。

第12期有権者であった方は、管理会が保管している登録カードにより資格審査を行い、引き続き第13期有権者として認定された方（特に連絡はしません）は改めて登録カードの提出は必要ありませんが、登録カードの記載事項に異動が生じた方は、その都度すみやかに「有権者異動届」（様式は下記参照）を提出してください。これを怠ると、有権者としての権利を行使できないことや有権者資格を失うことがありますので特に御注意ください。なお、第12期有権者の方で失権される方には近く（11月始めを予定）通知をします。

（「日本学術会議月報」から転載）

登録用カード用紙請求書

昭和 年 月 日

日本学術会議中央選挙管理会 御中

第 部 学 地方区

(ふりがな) 氏 名 ※

(印)

下記のとおり異動がありましたからお届けします。

事 項	(新)	(旧) ※
1 (ふりがな) ※※ 氏 名		
2 本 籍		
3 住 所 (郵便番号)		
4 勤 務 機 関 及 び 職 名		
5 勤 務 地 (郵便番号)		
6 博士の学位	①学位の種類 ②授与大学 ③授与年 昭和 年	
7 名 誉 教 授	大学 8 所属 高専 学 会	

(注) 1 ※印は登録用カード記載のものを記入すること  
2 ※※印は改姓、改名のときのみ記入すること  
3 ※印、※※印以外の欄は現状を記入すること

注) 用紙はB5判ですが、「はがき」を用いても差し支えありません。

<提出先> 〒169 東京都港区六本木 7-22-34  
日本学術会議中央選挙管理会